

令和3年11月30日

令和3年第5回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

議第 8 0 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	5
議第 8 1 号	恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について.....	7
議第 8 2 号	恵那市根の上高原国民休養地条例の一部改正について	9
議第 8 3 号	恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	15
議第 8 4 号	指定管理者の指定について	19
議第 8 5 号	指定管理者の指定について	21
議第 8 6 号	市道路線の認定について	23
議第 8 7 号	令和 3 年度恵那市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議第 8 8 号	令和 3 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 8 9 号	令和 3 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）・	別冊
議第 9 0 号	令和 3 年度恵那市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 9 1 号	令和 3 年度恵那市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 9 2 号	令和 3 年度恵那市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 9 3 号	令和 3 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 9 4 号	令和 3 年度恵那市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊

議第 8 0 号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「404,000 円」を「40 万 8 千円」に、「16,000 円」を「3 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る恵那市国民健康保険条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議第 8 1 号

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

先天性代謝異常追加検査の実施に係る料金を定めるため、この条例を定める。

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 239 号）の一部を次のように改正する。

「
別表中

先天性代謝異常検査

3,200

 を
」

「

先天性代謝異常検査
先天性代謝異常追加検査

3,200
11,800

 に改める。
」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 2 号

恵那市根の上高原国民休養地条例の一部改正について

恵那市根の上高原国民休養地条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

根の上高原国民休養地の施設の一部を廃止し、新たにグランピング場を設置するため、この条例を定める。

恵那市根の上高原国民休養地条例の一部を改正する条例

(恵那市根の上高原国民休養地条例の一部改正)

第1条 恵那市根の上高原国民休養地条例（平成24年恵那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を第4号とする。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条、第 10 条関係）

施設名	利用区分	利用時間	単位	利用料金	備考
恵那山荘	宿泊	午後 3 時から翌日の午前10時まで	1 人 1 泊	6,850円	
	会議（101号室、102号室、216号室、217号室のみ）又は休憩	午前10時から午後10時まで	1 室 1 時間	367円	指定管理者が食事を提供する場合は、利用料金を免除することができる。
	入浴	午前10時から午後10時まで	1 人 1 回	597円	恵那山荘、キャンプ場又はバンガローに宿泊する場合は、利用料金を免除することができる。
マレットゴルフ場		午前 9 時から日没まで	1 人 1 日	314円	恵那山荘、キャンプ場又はバンガローに宿泊する場合は、利用料金を免除することができる。
キャンプ場	宿泊	午後 1 時	1 区画 1 泊	4,400円	

		から翌日 の午前11 時まで			
バンガロー	宿泊	午後 1 時 から翌日 の午前11 時まで	1 棟 1 泊	8,380円	

第2条 恵那市根の上高原国民休養地条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(5) グランピング場

別表中「又はバンガロー」を「、バンガロー又はグランピング場」に改め、同表に次のように加える。

グランピング場	宿泊	午後3時から翌日の午前10時まで	1人1泊	40,000円	
---------	----	------------------	------	---------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の恵那市根の上高原国民休養地条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金については、なお従前の例による。

議第 8 3 号

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、手続を書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的記録による方法も可能とするなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年恵那市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 53 条」の次に「・第 54 条」を加える。

第 5 条中第 2 項から第 6 項までを削る。

第 7 条第 2 項中「附則」を削る。

第 38 条中第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 3 号中「この号」を「この号及び第 4 項第 1 号」に改め、同条第 4 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」の次に「(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第 53 条を第 54 条とし、第 4 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録等）

第 53 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場

合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の

取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和３年８月２日から適用する。

議第 8 4 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市国民健康保険山岡診療所
- 2 指定管理者となる団体の名称等
東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号
公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議第 8 5 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 山岡花・野菜苗育苗施設
- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市明智町吉良見 5 6 0 番地 1
いきいきファーム株式会社
代表取締役 長谷部 正規
- 3 指定の期間 令和 4 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議第 8 6 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の道路を市道路線として認定することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
0 2 3 7 6	長島町 3 7 6 号線	恵那市長島町久須見字上ノ洞	
		恵那市長島町久須見字上ノ洞	

市道路線の認定

路線番号 02376 長島町 376 号線



